

和光市都市計画に関する説明会における質疑応答

※質問、回答につきましては、掲載するためにまとめている部分もございます。

計画内容に関する事項

質問・意見	回答・見解
市が検討している都市計画の項目を都市計画の名称で教えてほしい	資料の9ページ及び13～16ページを参考として、 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物を建築できるようにする → 市街化区域への編入 ・土地利用の範囲を定める → 用途地域の指定 ・地区の整備の方法を定める → 土地区画整理事業の施行 ・地区での細かなルールを定める → 高度地区、準防火地区、地区計画など これらの項目について検討しています。
市が考える『産業拠点』とは、どのような産業を想定しているのか？	本地区西側にある「和光北インター地区」のような物流業や新産業・ベンチャー企業等の集積を想定している。
今回市が示した土地利用の方針（用途地域）は決定したものなのか？	現段階で決定しているものではありません。 市として、本地区の土地利用の方向性として、産業地・住居地での利用の意向を示しているものです。
産業地と位置付けている場所に、現時点で住んでいる方の住環境はどうなるのか？	土地区画整理事業の「換地」というやり方によって、権利をお持ちの方の現況や意向を踏まえながら、産業地・住宅地に配置する整備手法について検討しております。
産業地と位置付けている場所では、住宅は建築できなくなるのか？	整備の手法やルール等は、今後皆様の意見を聞きながら検討していきます。
地区内においては産業拠点ではなく、消防や病院の拠点として整備・誘導してほしい。	貴重なご意見として、今後のまちづくり検討の参考といたします。

整備・対策に関する事項

質問・意見	回答・見解
本地区はハザードマップ上で浸水エリアとなっているが、どのような浸水対策を行うのか？	面的な整備を行う中で、浸水対策の実施を想定しているが、現段階で具体的な対策方法については、検討中のためお示しできません。
下新倉小学区の周辺も含め、小学生を含む歩行者の安全対策はどのように考えているのか？	整備手法として検討している「土地区画整理事業」での面的整備も含め、通学路を考慮した整備を検討しています。

市民意見聴取やスケジュールに関する事項

質問・意見	回答・見解
市民の意見を吸い上げる方法は、どのように考えているのか？	今回の説明会においては、当日意見の他に、説明会后メールでの意見も受け付け、意見の要旨について市の見解をHPに掲載いたします。なお、都市計画手続きにおいては、都市計画法第16条及びまちづくり条例第12条に基づく説明会・縦覧において意見を受け付ける機会を設けております。
都市計画の手続きの具体的な時期について、決まっていたら説明してほしい。	都市計画手続きに関する具体的な時期については、権利者・市民の皆様の意向や、国や埼玉県との調整を伴うため、現時点ではお示しできない状況です。手続きに入る前には広報等でお知らせさせていただきます。
都市計画の手続きは、市民等の意見がまとまらなければ、後ろ倒しになる可能性はあるのか？	都市計画の原案は皆様の意見を聞き、国・県との調整によって作成していくものであり、スケジュールが変更となる可能性はあります。
都市計画の検討は、上位計画である総合振興計画や都市計画マスタープランに基づくものと思うが、次期の都市計画マスタープランの策定状況はどうなっているのか？	次期都市計画マスタープランについては、今年度（令和2年度）から令和3年度にかけて策定作業中で、令和3年度末に完成予定です。

国道254号バイパスに関する事項

質問・意見	回答・見解
<p>国道254号バイパスのルートは決定しているのか？ 決定においては今回説明した都市計画の手続きは経たのか？ 決定しているのなら変更できないのか？</p>	<p>国道254号バイパスの都市計画については、令和元年8月に説明会を開催し、都市計画手続きを経た中で、令和2年3月に決定しております。本説明会は、決定したルートを基に今後のまちづくりの方向性について説明しております。</p>
<p>昨年度開催した地域住民主権の意見交換会の内容を踏まえ、国道254号バイパスは別の案、別のルートで検討いただきたい。</p>	<p>国道254号バイパスのルートは決定しておりますが、整備における安全対策等は今後の検討となりますので、安全対策検討については引き続き埼玉県と協議をしていきます。</p>
<p>国道254号バイパス延伸について、約40年前に「延伸しない」との方針だったものを反故にして、説明もなしに決定したといわれても納得できない。</p>	
<p>国道254号バイパス延伸の現在の状況は？</p>	<p>計画路線の測量の実施について検討していると県から伺っております。検討内容が固まれば、県より事前にお知らせがあるものと思います。</p>
<p>市で地域分断対策の検討を行うとあるが、具体的にどのような対策案を検討しているのか？</p>	<p>幅員36mの道路が地区を分けることを鑑みて、車両の往来ができるアンダーパス等を含め、検討しているところです。検討内容がまとまり次第、説明会等を実施する予定です。 (現時点で説明会等の開催については令和3年夏頃を予定しております)</p>

農地に関する事項

質問・意見	回答・見解
<p>地区内の農地に対して都市計画の位置づけはないのか？ 本地区において農地は不要なのか？</p>	<p>国では人口減少社会に対応し、市街地における農地の位置づけを以前の「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として転換し都市農地の保全を図っており、本市においても同様と考えております。 本地区における都市計画として、農地につきましては「生産緑地地区」として、指定要件や権利者の意向を踏まえながら同意を得て、指定することを検討しております。なお、生産緑地地区の指定についてのお知らせは別途予定しております。</p>